

令和3年度第2回中央区清掃・リサイクル推進協議会（書面開催） 意見を集約したもの

開催日時	令和3年9月3日（金） 書類送付
配布資料	（配布資料） 資料1 第1回協議会資料に対する主な意見等 資料2 中央区災害廃棄物処理計画の概要 資料3 中央区災害廃棄物処理計画策定のポイント 資料4 中央区災害廃棄物処理計画（素案） 資料5 第2回中央区清掃・リサイクル推進協議会資料に関する意見書
議事の概要	議 題 （1）中央区災害廃棄物処理計画の改定について （2）その他
委員からの意見	別紙のとおり（委員から提出された意見書の各事項について、事務局が書面による集約と会議形式での回答を行った。）

委員からの意見

1 議題

(1) 中央区災害廃棄物処理計画の策定について

○委員

地区集積所・第一仮置場のレイアウト例について (P.30 図 2-9)、被災地のごみの出し方を報道で見ると、「全て家の前に出す→ボランティア及び当事者が車で仮置場に運ぶ→分別せずに捨ててしまう」という状態のようだ。レイアウト通りに分別するためには、平常時からの分別の徹底と、災害時のごみの出し方の周知を繰り返し行った方がよいと考える。

●区

災害廃棄物の適正処理には、平常時における分別・排出ルールへの順守と、発災後の分別・排出ルールの周知が大切であると考えます。

日頃からごみの分別に関する普及啓発を行うとともに、本計画策定後、計画の内容の広報紙やホームページでの広報に加え、「ごみと資源の分け方・出し方」(全戸配布)への掲載や防災訓練等でのリーフレットの配布などを通じて、分別の重要性や排出ルールの周知を行っていく予定である。

○委員

初動期における生活系ごみの処理対策について (P.36)、災害が長期にわたることが考えられる中、平常と同じルールで各戸が保管するようにとのことだが、高層マンションも増えており、各戸でできる対策(特に腐敗を伴う生活ごみ等の保管方法(容器や薬剤等)について)を具体的に示す必要があると考える。

●区

腐敗性の廃棄物や有害物・危険物については、優先的に処理を行う。本計画策定後、「ごみと資源の分け方・出し方」(全戸配布)への掲載や防災訓練等でのリーフレットの配布などを通じて、災害時の排出ルールや各戸でできる対策の周知を行っていく予定である。

○委員

災害時のごみ処理について、災害ごみの運搬・処理と生活ごみ+避難所ごみの収集・処理が同時に発生するため、隣接・近隣県等との対策が必要ではないか。

●区

東京 23 区及び清掃一組は、災害廃棄物の共同処理に関する協定を締結しており、発災後は特別区災害廃棄物処理対策本部を設置し、東京都と協力しながら、近隣自治体と連携した広域処理を共同で行うこととなっている。

○委員

マンホールトイレについて (P.25)、下水管に直接排泄するため、処理の必要なしとあるが、断水等により下水管に水が流れなければ、処理はできないのではないかと。一時的に多量の排泄物がマンホールごとに一か所に集中した場合、目詰まりをおこさないか。

●区

マンホールトイレは、管路に汚水が流れていない場合には汚物が滞留する可能性がある。

また、管路が被災した場合には使用できない。そのため、下水管の被災状況によっては、マンホールトイレを設置せず、汲み取り式の仮設トイレや簡易トイレによってし尿の処理を行うこととする。

2 その他

○委員

感染症対策について、避難所等における感染症対策（及び廃棄物との関係）も重要になってくると考える。

●区

感染症対策や医療系廃棄物の処理については、関係課と検討を進めていく。

○委員

火災について、AI を活用した新しい技術もでてきている。こうした技術を取り込むことも重要と考える。

●区

火災をはじめとした災害の多くには、AI を用いた予測結果を用いています。本計画の被害想定もそうした予測結果に基づいている。

○委員

仮置場について、どのくらいの広さが必要か。

●区

東京湾北部地震を前提とした仮置場の延べ必要面積は、282,335 m²となっている。（計画 P.29 参照）

○委員

トイレの対策について、商店街に接する各町会においても仮設トイレを整備し、災害時のトイレ設置場所についてのマニュアルマップを、各店舗及び各家庭に常備しておくといいのではないか。（来街者への案内も可能になる）

●区

災害時の仮設トイレの普及方法、マニュアルやマップの作成については、今後関係課と検討を進めていく。